

大阪市の生活保護費は現在、増加の一途を辿っており、平成 22 年度の一般会計予算に占める扶助費の割合は約 17%に達するなど、大阪市の財政を大きく圧迫しています。また昨今、不正受給や貧困ビジネス、中国国籍の入国者の生活保護集団申請など生活保護に関する問題は山積している状況です。

我々、自由民主党・市民クラブ大阪市議員団は、この生活保護問題を最重要課題ととらえ今年の 6 月に国家予算要望を行い、また 7 月には大阪市長に対し申し入れを行いました。

さらに、生活保護プロジェクトチームを立ち上げ、8 月 31 日に府連会長である谷川参議院議員を交え、担当省庁に対し約 3 時間にわたり大阪市の現状を訴え、生活保護制度の抜本改革を行うよう要望しました。詳細は下記のとおりです。



平成22年8月31日

法務大臣 千葉 景子 殿  
財務大臣 野田 佳彦 殿  
厚生労働大臣 長妻 昭 殿

大阪市自由民主党・市民クラブ大阪市議員団  
幹事長 多賀谷 俊史  
政調会長 床田 正勝  
生活保護プロジェクトチーム 柳本 顕  
加藤 仁子  
川嶋 広稔

### 生活保護の適正化に関する意見書

大阪市の生活保護費は増加の一途をたどり、平成22年度の一般会計予算に占める扶助費の割合は約17%に達するなど、本市財政を大きく圧迫しており、生活保護による財政破綻すら懸念される非常事態となっている。

現行の生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、抜本的な改革が行われていないことから、戦後の社会経済情勢の大きな変化に対応できておらず、制度疲労を起こしており、破綻をきたしているといっても過言ではない。

昭和25年の「社会保障制度に関する勧告」（社会保障制度審議会）は、「社会保障の中心をなすものは自らをしてそれに必要な経費を醸出せしめるところの社会保険制度でなければならない。（中略）（生活保護制度は）国民の生活を保障する最後の施策であるから、社会保険制度の拡充に従ってこの扶助制度は補完的的制度としての機能を持たしむべきである。」と述べている。

しかし、現行の生活保護制度は、生活困窮に至った原因を問わない包括的な制度となっているため、年金保険制度の不整合、非正規雇用の増加及び単身高齢者の増加等の影響を受け、本来の補完的役割を超えた幅広い役割を担わされている。

今こそ、社会保障制度の枠組み全体のあり方を踏まえた生活保護制度の抜本改革が求められるところであり、生活保護適正化のための法令整備や支援の枠組の設置に加え、「働ける人には働いていただく」ための環境整備が急務である。

また、生活保護制度はナショナルミニマムとして、国の責任において実施されるべきであり、人件費を含めた全額国庫負担による財政措置が不可欠である。

よって国におかれては、下記事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

#### 1. 制度の抜本的改革の推進（総論）

- ・ 国と地方の協議の再開、大阪市の意見の反映
- ・ 「新たなセーフティネットの提言」をふまえた抜本的改革  
ボーダーライン層に対する雇用、労働施策の拡充  
有期保護制度の設置  
高齢者のための「年金制度と整合する新たな生活保障制度」の整備

## 2. 生活保護の適正化

### ① 医療扶助の適正化

- ・ 一部負担金の導入
- ・ 過剰な医療を審査する仕組み・基準の設置

### ② 調査権限の強化

- ・ 生活保護法29条に基づく資力調査等にかかる関係機関（金融機関等）に対する回答義務づけ
- ・ 調査にかかる本人同意の不要化

### ③ 現物支給化の推進

- ・ より一層の現物支給を促進するための制度改正

### ④ 貧困ビジネス対策

- ・ 貧困ビジネスに対する適切な法規制
- ・ 必要な対策に要する経費への国による財源措置

## 3. 生活保護費の全額国庫負担

- ・ 人件費・事務費を含めた全額国庫負担
- ・ 一昨年秋以降の増加分の緊急的な全額国庫負担
- ・ 相談を受けた自治体が責任を持つ原則の徹底
- ・ 居住地不定者に関する緊急的な全額国庫負担

## 4. 中国残留邦人の子孫等の処遇について

- ・ 入国管理法の趣旨の徹底
- ・ 国策としての考え方の整理と制度の確立